

「救急医療情報シート整備事業」実施の手引き

隠岐の島町社会福祉協議会

救急医療情報シート整備事業とは・・・

高齢者や障がいのある方が自宅で救急車をよぶなどのもしもの時の不安軽減を図るための取り組みです。

かかりつけ医や緊急連絡先などを記載したシートを冷蔵庫に貼り付け、消防署と連携して救急時にその情報を活用する事業です。



(1) 事業の目的

この事業は、もしもの時に活用できる「救急医療情報シート」を、自治会区を通して希望する住民の皆さんへ配付していただくものです。

目的は、大きく2つあり、ひとつは、シートを備えておくことで高齢者や障がいのある方々の不安の軽減を図ること。

もうひとつは、シートをきっかけに地域での声かけ・訪問活動の充実を図り「**くらしの安心づくり**」を推進することです。

シートを希望される方には以下の3点を無料でお渡しします。



シート表面



(裏面)



マグネット



パンフレット

(2) 実施体制と実施区域

実施にあたっては、自治会区でのくらしの安心づくりを目的としているため、手続き(配付希望者の取りまとめや申込受付、シートの受取等)の窓口は自治会区長の皆さまとさせていただきます。ご協力の程、お願い申し上げます。

また、民生児童委員の皆さまにも取り組みのご協力をお願いしています。

実施にあたっては、健康福祉部、婦人部などの地域内の団体とも共通理解を図り、お互い協力しながら取り組んでいただきますようお願い致します。

(3) シート配付までの手順

シートの配付及び手続の基本的な流れは次のようになりますが地域の実情に応じて進めてください。

① 自治会区関係者での情報共有

この事業の目的や内容、実施について関係者（自治会区役員、民生児童委員等）で話し合い、共通理解を図りましょう。

② 希望者の取りまとめ

配付対象者へ周知し、配付の希望をご確認ください。回覧板を活用して取りまとめる、敬老会の名簿を基に個別に希望を確認する等、それぞれの地域に合った方法で行ってください。

【配付対象者の考え方について】

次の項目に該当する方を配付対象者としています。ただ、(1)、(2)に該当しない方で設置が必要な方もおられますので、各自治会区で判断してください。

- (1) 概ね 75 歳以上の高齢者
- (2) 障がいがある方
- (3) その他、上記にかかわらず健康上不安を抱えている方

必要に応じて以下の取りまとめ用紙をご活用ください。

〔回覧用〕

(参考様式1) 【配布希望者 → 自治会区】回覧用

救急医療情報シート申込書

救急医療情報シートの希望者を取りまとめます。
配布を希望される方はご住所、氏名を記入してください。

	ご住所	お名前
1	隣組の島町	
2	隣組の島町	
3	隣組の島町	
4	隣組の島町	
5	隣組の島町	
6	隣組の島町	
7	隣組の島町	
8	隣組の島町	
9	隣組の島町	
10	隣組の島町	

※お申込みいただいた情報は隣組の島町社会福祉協議会及び隣組広域連合消防本部へ登録されます。
※ご記入された方には、後日シートをお届けします。

〔戸別配布用〕

(参考様式2) 【配布希望者 → 自治会区】全戸配付用

救急医療情報シート申込書

救急医療情報シートの利用を希望しますので、次のとおり申し込みます。

ご住所	お名前
隣組の島町	
お名前	
お名前	
お名前	

※お申込みいただいた情報は隣組の島町社会福祉協議会及び隣組広域連合消防本部へ登録されます。
※お申込みいただいた方には、後日シート一式をお届けします。

③ 社協への申込・シートの受け取り

「様式第2号 救急医療情報シート申請書」に必要事項を記入し、自治会区長さまより社会福祉協議会へお申し込みください。申請書提出時にシート一式をお渡しいたします。

申請いただいた内容は隠岐広域連合消防本部へ情報提供します。また、社会福祉協議会が管理する救急医療情報シート配布者名簿に追加したのち、自治会区長及び担当民生児童委員の方に更新した名簿を送付いたします。

④ シートの配付

社会福祉協議会からシートを受け取った後、希望者へシートをお渡しください。
※シートが活用された場合やシートの紛失など、再配布が必要な方がおられましたら、隠岐の島町社会福祉協議会(2-0685)までご連絡ください。

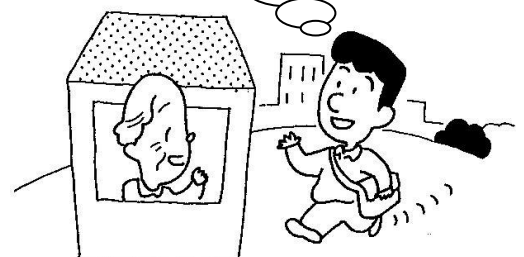
(4) 「救急医療情報シート」の記入

シートは、原則として、配付を受けたご本人またはご家族が記入します。中には、字が書けず、ご家族や近くに身内がないという場合もありますので、その場合は、関係者の方のご協力をお願いいたします。

(5) シートの定期的な更新の声掛け

体調は年々変化することが考えられます。記載内容の書き換えは、基本的にご本人またはご家族の方に行っていただきますが、安心してご利用いただけるよう、年に1回程度は「救急医療情報シート」の更新をお知らせしましょう。

こんにちは！お変わりありませんか？「救急医療情報シート」は更新しましたか？



緊急時の対応 Q & A

Q1 救急車を呼んだ場合、聞かれる情報は？

A まずは「火事」か「救急」かどちらかをお聞きします。その次に「場所（住所）」、「傷病者の状況（いつ・だれが・どうなったか）」をお聞きします。最後に、救急車を呼んだ方のお名前・連絡先をお聞きします。

Q2 救急要請する状態やタイミングが分からない。

A かかりつけ医がいる場合は医師に相談し指示を仰いでください。ただ、連絡がつかない場合や緊急と思われる場合はためらわず 119 番通報をしてください。

Q3 救急車が来るまでにしないといけないことは？

A 消防署の通信指令員の指示に従い救急車の到着をお待ちください。

Q4 訪問時に亡くなっている場合、消防か警察どちらに連絡するのか。

A 上記のような状態ではまず救急搬送が必要と判断され、消防へ通報することをお願いします。到着した救急隊により「明らかに死亡している状態」と判断されれば、消防から警察を要請することになります。

Q5 自宅が施錠されており家の中で倒れているかもしれない。
どうしたらよいか。

A 体調不良等、救急搬送が必要となる可能性もあるため、消防へ通報してください。施錠状態により家に入れないことを伝えていただければ救助隊を出動させることができます。警察が必要な場合は、消防からも連絡します。

自治会区等の関係者が高齢者のお宅を訪問した際に、緊急を要する場合には Q & A を参考に対応をお願い致します。

隠岐の島町社会福祉協議会・隠岐広域連合消防本部